

# 平成29年度第3回東京都入札監視委員会

- 日時：平成30年3月29日（木） 午後3時30分から5時まで
- 会場：東京都庁第1本庁舎 42階北塔 特別会議室B

## ○ 次 第

- 1 開会
- 2 資料の説明
- 3 議事進行の説明
- 4 出席者及び定足数の確認
- 5 審議
  - (1) 平成29年度 東京都入札監視委員会第7回制度部会審議結果について
  - (2) 平成29年度 東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果  
(定例審議案件) について
  - (3) 平成30年度定例審議事案抽出方針について  
(非公開)
  - (4) 平成29年度 東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果  
(談合情報処理審査案件) について
- 6 その他
- 7 閉会

## 平成29年度第3回東京都入札監視委員会出席者

### 委員会構成員

(五十音順・敬称略)

委員長	上智大学大学院法学研究科教授	楠 茂 樹
委員長 職務代理者	工学院大学建築学部建築学科教授	遠 藤 和 義
委員	日本大学総合科学研究所教授	有 川 博
委員	(元) 会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史
委員	弁 護 士	木 下 潮 音
委員	(元) 品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲 田 裕 一
委員	弁 護 士	原 澤 敦 美
委員	弁 護 士	森 岡 誠
委員	弁 護 士	若 林 美奈子

### 都側職員

財務局 経理部長	小 室 一 人
財務局 契約調整担当部長	五 十 嵐 律
財務局 経理部 契約調整担当課長	吉 川 健 太 郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	猪 又 謙
財務局 経理部 電子調達担当課長	荒 山 英 之
財務局 経理部 契約第一課長	小 出 真 志
財務局 経理部 契約第二課長	川 崎 秀 和
財務局 経理部 検収課長	三 浦 大 助

# 平成 29 年度 第 3 回東京都入札監視委員会 資料一覧

## 1 審議

- (1) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 7 回制度部会審議結果について (議案 1)
  - ・開催日時、場所、議題 (別紙 1-1)
  - ・出席者 (別紙 1-2)
  - ・審議結果 (報告書案)
  
- (2) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 2 回第二監視部会審議結果 (議案 2)  
(定例審議案件) について
  - ・開催日時、場所、議題 (別紙 2-1)
  - ・出席者 (別紙 2-2)
  - ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について (別紙 2-3)
  - ・審議結果 (審議概要)
  
- (3) 平成 30 年度定例審議事案抽出方針について (議案 3)
  
- (4) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 2 回第二監視部会審議結果 (議案 4)  
(談合情報処理審査案件) について
  - ・議案 2 の別紙 2-1、別紙 2-2、審議概要を参照

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	平成30年3月29日（木）	議案番号	1
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	平成29年度東京都入札監視委員会第7回制度部会審議結果について		
審議事項	<p>制度部会における試行の検証の進め方、入札制度改革の試行の状況についての審議結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 開催日時、場所、議題 別紙1-1のとおり</p> <p>(2) 出席者 別紙1-2のとおり</p> <p>(3) 審議結果について 別紙1-3及び 入札契約制度改革に係る検証結果報告書（案）のとおり</p>		

## 平成 29 年度 東京都入札監視委員会 第 7 回 制度部会

- 日時：平成 30 年 3 月 12 日（月） 午前 10 時 00 分から
- 会場：東京都庁第一本庁舎 1 6 階 特別会議室 S 6

### ○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議
  - (1) 入札契約制度改革に係る検証結果報告書について
  - (2) その他
- 6 閉会

平成29年度東京都入札監視委員会 第7回制度部会  
出席者

部会構成員

(五十音順・敬称略)

部会長	上智大学大学院法学研究科教授	楠 茂 樹
委 員	東京大学大学院工学系研究科 社会基盤学専攻教授	小 澤 一 雅
委 員	(元)品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲 田 裕 一
委 員	弁 護 士	原 澤 敦 美

都側職員

財務局 経理部長	小 室 一 人
財務局 契約調整担当部長	五 十 嵐 律
財務局 経理部 契約調整担当課長	吉 川 健 太 郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	猪 又 謙
財務局 経理部 電子調達担当課長	荒 山 英 之
財務局 経理部 契約第一課長	小 出 真 志
財務局 経理部 契約第二課長	川 崎 秀 和
財務局 経理部 検収課長	三 浦 大 助

## 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 7 回制度部会審議概要

開催日及び場所	平成 30 年 3 月 12 日 (月) 東京都庁第一本庁舎 16 階特別会議室 S6	
出席委員	上智大学大学院法学研究科教授 (部会長) 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授 (元) 品川リフラクトリーズ (株) 代表取締役副社長 弁護士 (五十嵐・渡辺・江坂法律事務所)	楠 茂 樹 小 澤 一 雅 仲 田 裕 一 原 澤 敦 美 (敬称略・計 4 名)
審議事項	(1) 入札契約制度改革に係る検証結果報告書について	
議案の概要	(1) 本年度 6 月下旬から試行を開始している入札契約制度改革について、検証結果を取りまとめた報告書案について、審議を行った。	
委員会による審議結果報告	審議した内容に則り、検証結果報告書を取りまとめ、入札監視委員会へ報告することを確認した。	
事務局からの報告	本年度 6 月下旬から試行を開始している入札契約制度改革について、検討の経緯、試行状況とその検証について、報告を行った。	
委員からの意見等の概要	<p>議案(1)について</p> <p>① 予定価格の事後公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応札者数別の落札率は、前年度との比較を行うこと。</li> <li>○ 今回の検証は、平成 28 年度と 29 年度の数字を比較してマクロに分析しており、市況の違い等は考慮できていないことを確認しておく。</li> <li>○ 不良不適格業者の排除という目的は妥当だと思うが、低い価格帯の工事における不調は深刻で、中小企業の団体からは費用対効果の面で積算したくないとの声もあった。</li> <li>○ 事後公表にして狙いどおり 100% 近くの落札率案件が大きく減少したこと、不良不適格業者の排除、品質の確保などの制度そのもののメリット、国も事後公表を推奨していることなどを考えると、今後も、原則として事後公表を継続すべきである。</li> <li>○ 中小企業への一定の配慮の必要性については理解できる場所であり、不調対策の面からも、契約制度の原則を踏まえつつ、積算の負担軽減の方策を検討することは否定するものではない。</li> <li>○ 積算資料の充実とともに、情報漏えい対策については、引き続き適切に実施していくべきである。</li> </ul> <p>② J V 結成義務の撤廃について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ J V 結成義務撤廃は規制緩和であり、J V を選択制にしたことで、参加者が増えていることは好影響であるし、要件の緩和により中小の単体受注といった</li> </ul>	

効果が出ている。

- J Vの目的が中小の育成であるなら、J V以外の別の形でも実現できる可能性があるので、今後は中小育成の効果を確認すべきである。
- 混合入札にして、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境を整備し、競争を活発にするという点で大きな効果が出ている一方、心配された中小企業の受注実績は、全体としては、それほど大きく落ち込んでいない。
- 受注者が自ら、単体で参加するかJ Vで参加するかを選択できる混合入札の方が望ましい。
- 中小企業の育成という観点から、J V結成のインセンティブを高める取組や技術研鑽の機会を確保する取組を検討すべきである。
- 中小企業が単体で大規模な案件にチャレンジできる環境の整備は、意欲と能力のある中小を応援すること、品確法で定める将来の担い手の確保・育成に寄与するものであり、引き続き進めるべきである。
- チャレンジ機会の促進という観点から、J Vの第一順位と単体の条件を揃えて、中小同士のJ Vを認めるべきである。

#### ③一者入札の中止について

- 一者入札への対応は、その原因を分析して対処を考えるべきである。
- 1者入札の中止は都の事業執行の遅れを招き、ひいては都民サービスの低下に繋がる恐れが高い。
- 他者の動向で入札がストップするというリスクにより、事業者が安心して入札に参加できず、かえって参加意欲を損なうことに繋がりがかねない。
- 案件ごとの応札者数は、発注のタイミング、地域性、施工の困難度、発注者の設定する条件等により影響を受けるもので、1者以下の場合に一律に中止することは疑問である。
- 1者以下となる原因分析に力を入れて、次回以降の同種の案件の発注では最初から1者入札にならないよう工夫することが重要である。
- 予定価格の事後公表などの取組により1者・落札率 99.9%のような案件は減少していることも踏まえると、1者以下の場合に例外的に中止する規定の設置や、本制度をこのまま継続すること自体が望ましいのかも含めて抜本的に再考すべきである。
- この改革の発端となった大型工事にのみ適用するなど、止めるのが合理的な場合を吟味してほしい。

#### ④低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について

- 改正品確法では、発注者はダンピング対策を徹底することが求められており、今後も厳格な低入札価格調査を引き続き実施していくべきである。
- 低入札価格調査の案件は結果として100%失格であることをもって、最低制限価格制度を主とする運用でよいのではとの意見もあるが、自治法上の原則は、あくまでも低入札価格調査制度である。
- 最低制限価格制度ありきではなく、工事の規模や難易度、受発注者の事務負担等も考慮して、現行のとおり両制度の使い分けで対応すべきである。

- 国の対応なども注視しつつ、より事務負担の少ない形での低入札価格調査の充実を検討すべきである。
- ⑤今後の検討課題（案）について
  - 入札監視委員会として、制度改革の4つの柱以外にもより多くの課題に対応し、よりよい入札契約制度を構築するために都へ検討を要望するものである。
  - 総合評価については、実施方針の4つの柱からは抜けたが、最大の発注者として責任を持って検討を進めてほしい。発注時期の平準化も同様である。
  - 今回の改革にあたっての議論もそうだが、制度の中で「入札」ばかり注目されているが、「契約」の方法についても、世界に目を向ければ多様な事例がある。契約のあり方についても検討が必要である。
  - 都は最大の発注者であると同時に、多数の技術者を抱えている。都の現場の技術者を有効に活用し、その役割を高めるため、技術力を向上させていくことが必要である。
  - 適正な予定価格の設定は、個人の意識に任せるのではなく、組織での対応や仕組みづくりが重要である。平準化についても、現場の声を聞きながら、うまく調整を進める仕組みを構築して欲しい。
  - 報告書への記載方法については、項目別を書くのか、文章に盛り込む形にするかを含めて検討し、報告する。

[その他]

特になし

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	平成30年3月29日（木）	議案番号	2
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	平成29年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果 （定例審議案件）について		
審議事項	<p>定例審議の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）開催日時、場所、議題 別紙2-1のとおり</p> <p>（2）出席者 別紙2-2のとおり</p> <p>（3）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙2-3のとおり</p> <p>（4）審議結果について 別紙審議概要のとおり</p>		

## 平成 29 年度 東京都入札監視委員会 第 2 回 第二監視部会

- 日時：平成 30 年 2 月 16 日（金） 午前 9 時 30 分から
- 会場：東京都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

### ○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議対象事案の説明
- 6 審議
  - (1) 環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事
  - (2) 路面補修工事(28 三の 20)及び歩道段差改良工事(28 三-2)
  - (3) 街路築造工事及び電線共同溝設置工事その 3 (28 六-補 73 赤羽西)
  - (4) 井の頭恩賜公園西園園地整備工事
  - (5) 芝浦水再生センターほか 1 か所監視制御設備改良工事
  - (6) その他 1 件
- 7 閉会

平成29年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会

出席者

部会構成員

(五十音順・敬称略)

部会長	日本大学総合科学研究所教授	有川博
委員	(元)会計検査院官房審議官	飯塚正史
委員	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科准教授	小池孝子
委員	弁護士	志賀こず江

都側職員

財務局	契約調整担当部長	五十嵐律
財務局	経理部 契約調整担当課長	吉川健太郎
財務局	経理部 契約調整技術担当課長	猪又謙
財務局	経理部 契約第二課長	川崎秀和
財務局	経理部 検収課長	三浦大助

説明局

建設局	河川部 改修課長	吉原信貴
建設局	総務部 用度課長	東山正行
建設局	第三建設事務所 補修課長	山崎かずみ
建設局	第三建設事務所 副所長兼庶務課長	佐野正佳
建設局	第六建設事務所 副所長兼工事課長	小池進
建設局	第六建設事務所 庶務課長	関正明
建設局	西部公園緑地事務所 工事課長	中尾信行

下水道局	経理部 契約課長	中野 雄一郎
下水道局	施設管理部 施設保全課長	川村 和也
下水道局	中部下水道事務所 芝浦水再生センター長(課長)	佐藤 浩一
財務局	経理部 契約第二課長	川崎 秀和
教育庁	都立学校教育部 学校健康推進課長	笠松 恒司
教育庁	総務部 契約管財課長	川口 英生

## 平成29年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 定例審議対象事案の抽出について

### 1 定例審議

- (1) 根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第2号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2) 審議対象事案 平成28年度下半期に契約締結した工事
- (3) 事案抽出方針 平成29年8月31日開催の東京都入札監視委員会において決定されたとおり
- ア 高額・低入札価格調査事案
  - イ 社会的注目事案
  - ウ 高落札率事案
  - エ 1者入札事案
  - オ 同一事業者による長期継続受注事案

### 2 審議対象事案

上記1により、次の5事案を審議対象とする。

議案	抽出方針	契約局	事業執行局	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	当初契約金額(千円)	最終契約金額(千円)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	低入札調査実施
1	・高額事案 ・低入札価格調査を行った事案	財務局	建設局	28-00369	一般	土木	シールド工事	環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事	平成29年03月08日	平成35年03月14日	70,200,000		91.20	2	2	2	大成建設株式会社	○	○
2	社会的注目事案	建設局	建設局	28-00474	希望	土木	道路舗装工事	路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2)	平成29年03月17日	平成30年01月25日	181,980		92.97	8	8	5	世紀東急工業株式会社	○	
3	高落札率事案	建設局	建設局	28-00442	希望	土木	道路舗装工事	街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3(28六一補73赤羽西)	平成29年03月03日	平成29年11月24日	231,139		100.00	8	8	1	株式会社圏央	○	
4	1者入札の事案	建設局	建設局	28-00177	希望	土木	一般土木工事	井の頭恩賜公園西園園地整備工事	平成28年12月02日	平成29年03月31日	105,591	112,949	99.99	21	10	1	株式会社緑峰		
5	同一事業者による長期的継続受注事案	下水道局	下水道局	28-03146	特命	設備	電気工事	芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事	平成28年10月28日	平成29年10月23日	237,600	237,373		1	1	1	メタウォーター株式会社		

## 東京都入札監視委員会第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	平成30年2月16日（金） 都庁第二本庁舎31階特別会議室22	
委員	日本大学総合科学研究所教授 有川 博（部会長） （元）会計検査院官房審議官 飯塚 正史 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科准教授 小池 孝子 弁護士 志賀 こず江 計4名（敬称略）	
審議対象期間	平成28年9月1日 ～ 平成29年3月31日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	1件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<b>&lt;議案1&gt;（高額・低入札価格調査事案） 環状七号線地下広域調節池 （石神井川区間）工事[一般競争入札]</b>	
	Q 設計流量75mm/hと、局地的集中豪雨流量100mmとの関係は。	A 河川流域全体への降雨による場合を想定したものが75mm/h。局所のかつ短時間であれば100mm/hの降雨にも対応できるということ。
	Q 増額変更している理由は。	A 労務単価改正による増額変更。
	Q 低入札価格調査報告書で「監督体制を強化」とあるが、具体的内容と、業務コストについてはどう考えるか。	A この事案については、専属3名の体制で監督しており、4月からさらに1名増員予定。膨大な量の貯水施設であり完成後の効果が非常に大きいため、工期内で確実に終わらせることを重視している。
	Q 価格点算定式係数 $\alpha$ の決定経緯、技術点採点の経緯は。	A 総合評価実施要綱等により、技術提案の寄与度や意欲を高めることを考慮し、 $\alpha$ の数値を局で採用した。また、技術提案採点案を技術審査委員会にて、委員に審査いただいた。
	Q 技術点採点者は、事前に価格点（入札金額）が分かるのか。価格点を事前に知ったうえで、技術点採点時に恣意的操作が加えられる可能性はないのか。	A 入札参加者に対しては、入札金額に関して事前の提出は求めておらず、入札参加者がシステムに入力した金額が、工事内訳書の額も含めて、開札時に初めてわかる仕組みとなっている。このため、価格点が技術点の採点に影響を与えることはない。
	意見：技術提案型の事案は少ないので、採点の経緯等について、学識経験者の意見等も含めて、後日個別に補足説明が欲しい。	
附帯事項：今後、技術提案型総合評価の事案は、以下の資料を添付。 ① 価格点算定式の決定経緯、検証内容 ② 技術点採点の方法と決定経緯 ③ 学識経験者の意見等		

<p>&lt;議案2&gt; (社会的注目事案) 路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2) [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 発注予定表の備考に「施工困難」とあるが、具体的な内容は参加希望者に対して明示されているのか。</p>	<p>A 「施工(場所)が点在する工事」と希望申請要件欄に記載し、明示している。</p>
<p>意見：しっかり積算を行っているか、落札しなかった事業者の入札の内訳を確認しておいていただきたい。</p>	
<p>意見：今後、総合評価事案の資料には、要綱等を添付いただきたい。</p>	
<p>&lt;議案3&gt; (高落札率事案) 街路築造工事及び電線共同溝設置工事 その3 (28六-補73赤羽西) [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 辞退者が多く、2回不調で3回目に1者のみ100%で入札。原因分析は。また、3回目は予定価格が上がっているが、なぜか。</p>	<p>A 当時の入札制度では、予定価格を事前公表していたため100%で入札することは可能。駅近くの厳しい施工環境で不調が続いたため、3回目の入札では施工性を向上させるために2次製品の使用や施工方法の変更等を行った。予定価格は上がったが、その工夫が落札に繋がったと考えている。</p>
<p>Q 希望して指名されたが辞退した場合は、辞退理由を答える義務があると思うが。</p>	<p>A 不調の場合は、基本的に辞退理由を聞いている。希望したものの、結局、技術者不足で辞退という状況が多い。</p>
<p>意見：辞退理由と、再発注した際の変更内容・金額・経緯について、後日個別に補足説明が欲しい。</p>	
<p>附帯事項：今後は可能な限り以下の資料を添付。 ① 不調や、辞退者が多い場合は、希望して辞退したことについての辞退理由 ② 再発注の際の変更内容、金額、経緯が分かる資料</p>	
<p>&lt;議案4&gt; (1者入札事案) 井の頭恩賜公園西園園地整備工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q ほぼ辞退で不参が1者。辞退と不参の違いは。</p>	<p>A 入札に参加せず、辞退届を提出した場合は辞退。提出無ければ不参。</p>
<p>Q 多数の希望者から指名10者に絞っているが、どのように選んだのか。</p>	<p>A 指名基準に基づき、優秀な成績での優先指名権を持っている者、次に、契約実績のあるものの中から成績で選んでいる。</p>
<p>Q 辞退の際に辞退理由の記載を必須としていない理由は。</p>	<p>A 受発注者は双方対等であり、入札参加心得により、入札書提出までは理由の如</p>

		何を問わず辞退可能としている。そのため、辞退理由の記載も強制せず任意としている。		
	附帯事項： ①議案3の附帯事項①と同じ ②1者入札になった案件で指名時に希望者を絞っている場合、できるだけ辞退者にヒアリング等を行い、資料として添付してもらいたい			
	<b>&lt;議案5&gt; (同一事業者長期的継続受注事案)</b> <b>芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事</b> <b>[随意契約]</b>			
	Q 随意契約の理由として、メーカーをまたいだ契約が出来ないということか。	A その通り。ハード、ソフトウェアともに製造メーカー独自の技術で設計、製造されており、代替がきかないため。		
	Q 最初の本体導入時には、どのように発注したのか。	A 競争入札により発注している。		
	Q 随意契約が続くのであれば、最初の本体導入時に今後の工事費用を含めてはしないのか。	A どの機器をいつ頃どのように更新するかは、本体導入時点では機器の劣化状況等が分からず決められないため、反映できない。		
	附帯事項： ①随意契約理由の表記は、より適切な説明内容にすべき ②随意契約が続くのであれば、可能な限り価格を検証してもらいたい			
委員会による報告又は意見の具申	議案1から議案5について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。 なお、議案1, 3, 4, 5については附帯事項あり。			
談合情報案件	項目	工 事	物品・業務	件数計
	談 合 情 報	0 件	1 件	1 件
	うち検討結果疑義	0 件	0 件	0 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回 答	
	<b>&lt;議案6&gt;</b>			
	Q 事情聴取とは何を行ったのか。	A 1者ずつ呼び出して、事実確認を行った。		
	意見：今回の様な事案で競争方式を採用する場合は、指名の工夫や競争環境の整備等、新規参入者が参加できる方法を考えるべき			
委員会による報告又は意見の具申	公正取引委員会への情報提供も行われており、談合情報処理はルールどおりに行われている。			

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年3月29日（木）	議案番号	3
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	平成30年度定例審議事案抽出方針について		
審議事項	定例審議事案を各監視部会で抽出するための、抽出方針を定める。		

（備考）

- ・東京都入札監視委員会運営要領 第二 3（1）

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	平成30年3月29日（木）	議案番号	4
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	平成29年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果（談合情報処理審査案件）について		
審議事項	<p>談合情報処理審査の結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 開催日時、場所、議題 議案2別紙2-1のとおり</p> <p>(2) 出席者 議案2別紙2-2のとおり</p> <p>(3) 審議結果について 議案2別紙審議概要のとおり</p>		